

第三者評価結果報告書

総 括	
対象事業所名	アスク新百合ヶ丘保育園（2回目受審）
経営主体(法人等)	（株）日本保育サービス
対象サービス	児童分野 認可保育所
事業所住所等	〒215-0026 川崎市麻生区古沢197-6
設立年月日	平成25年 6月1日
評価実施期間	平成26年9月 ～ 平成27年1月
公表年月	平成27年6月
評価機関名	ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部
評価項目	川崎市版
総合評価（優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等）	
<p>【立地および施設の概要】 アスク新百合ヶ丘保育園は、平成25年6月に開設した2年目の保育園です。小田急線の新百合ヶ丘駅から徒歩10分の、静かな住宅街にあります。園舎は鉄骨造り3階建てで、1、2階が保育室、3階が屋上園庭になっており、1階には、広い園庭があります。 現在、園児数は1～5歳児総数57名（定員60名）在籍し、延長保育と障がい児保育を行っています。</p> <p>【特徴】 保育目標「と・も・に」をキーワードに、「ともに遊ぼう」「ともに学ぼう」「ともにみつけよう」を掲げ、保育にあたっています。 設置法人から派遣された専門講師による英語教室・体操教室・リトミックや職員による幼児教育プログラム、クッキング保育など、多様なプログラムを行っています。</p> <p>【特によいと思う点】</p> <p>1. 子どもたちが遊びを見つけ、遊び込める時間を大切にした活動への支援 発表会に向けて、職員と数人の子どもたちがハンドベルの練習をしています。他の子どもたちはままごとコーナーでごっこ遊びをしたり絵本コーナーで絵本を読む子ども、ブロック遊びや職員とオセロゲームに興ずる子どもの姿が見られます。職員は、子ども一人一人がやりたい遊びを見つけ、遊び込める時間を大切に支援しています。</p> <p>2. 子どもたちと職員、保護者がともに楽しむ行事 全園児が一堂に会し、誕生月の保護者も参加して行う「お誕生会」や4、5歳児の保護者を招待してのお茶会、子どもたちと職員によるお月見会や芋煮会、公園へのピクニック、地域へ繰り出すハロウィン仮装など、子どもたちと保護者、職員が伝統文化を味わい、自然に親しみ、共に園生活を楽しむ機会を持っています。</p> <p>3. 「クラス別事故防止チェックリスト」の作成と安全対策の意識化 「クラス別事故防止チェックリスト」を作成して、月1回チェックを行い、年齢ごとに起こる可能性のある事故の防止に努めています。また、インシデントは付箋に記載して「ヒヤリハットボード」に掲示し、防止策を検討して職員の意識化を図り、プールの時期に、屋上の床での火傷防止、消毒剤の保管方法など、定期的に事故防止策の点検・見直しを行っています。</p>	

【さらなる改善が望まれる点】

1. 「子どもを尊重した保育」を目指して、職員のさらなる資質の向上を

一部の職員に、大人の価値観を押し付ける関わりや、双方の子どもに問いかけることなく安易な解決策で対応している場面、子どもへの言葉かけがないまま衣服の着脱をしたり、椅子に座らせるなどの行為が見られます。職員一人一人が子どもとの関わり方を振り返り、子どもを尊重した保育を目指して、職員のさらなる資質の向上が望まれます。

2. 園の現状を踏まえた中・長期計画、事業計画の作成を

開園2年目の園の今ある現状を見つめ、より良い園を構築するための課題を抽出して中長期計画を策定し、課題の実現のための事業計画の策定を期待します。そして、その計画を職員と保護者に分かりやすく説明し、職員は園長と共に課題の実現に向けて取り組み、保護者は園の推進状況のよき理解者となることが期待されます。

3. 子どもの発達に応じた遊びができるよう、保育環境の充実を

園内研修で取り組んでいる「発達が分かれば子どもが見える」の学習をもとにクラスの保育環境を振り返り、子どもの発達に応じた玩具を整え、保育環境の充実が図られることが望まれます。

評価領域ごとの特記事項

1. 人権の尊重

・ 設置法人の理念や基本方針に基づき、子どもを尊重したサービスや基本的人権の尊重に配慮した保育を目指して、職員は人権に関する研修を受け、職員会議で確認し合い、理解を深めて、その実践に臨んでいます。

・ 職員は日常の保育にあたっては、子どもの意思で遊びや絵本、教材、玩具を自由に選択できるように配慮し、子どものやりたい気持ちを大切に、集団に入れないときは無理強いせず、一人でゆっくり過ごせるよう対応し、支援しています。

・ 性差については、色や順番、発表会の衣装などで「男だから」「女だから」の固定観念を植え付けないよう、子どもが自由に選択できるように配慮しています。

・ 「虐待防止マニュアル」に基づき、登降園時の子どもと保護者の関わり方の観察や、衣服着脱時の観察などで虐待予兆の早期発見に努めています。虐待の兆候が見られた場合は、速やかに園長へ報告するとともに設置法人へただちに連絡し、川崎市北部児童相談所と連携を取る体制ができています。

・ プライバシー保護については「保育園業務マニュアル」や「個人情報保護マニュアル」に明記されており、職員は設置法人の入社時研修において保育園で働く上での姿勢や法令順守・守秘義務について学び、周知しています。

・ ホームページなどに子どもの写真を掲載することに関しては、入園時に保護者に説明し、書面で同意を得ています。また、子どもや保護者の情報を外部とやり取りする必要が生じた場合は、その都度保護者に説明し同意を得ています。

・ 幼児がおもらしをした時は、他の子どもに気づかれないように着替えを支援しています。

・ 運営委員会、親子行事、保育参観後にはアンケートを行い、年2回の個人面談やクラス懇談会で、保護者の意向・要望を把握しています。アンケート結果

2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供

をまとめて保護者に配布し、即解決できることはその都度対応しています。年間を通しての分析・検討、対応結果は1月の運営委員会で報告することにして

います。

- ・入園のご案内（重要事項説明書）に保育内容に関する苦情・相談・意見の窓口として、設置法人本部、麻生区役所保健福祉センター、第三者委員など複数あることを明記し、保護者に配付しています。園内の玄関にも園内苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を掲示しています。

- ・入園時に、子どもの個別ファイルに家庭環境や発達状況、生活状況の経緯などを聞き取り記録しています。職員は、子ども一人一人の発達過程に合わせ、子どもの目線で穏やかに話しかけ、援助しています。一部の職員に、穏やかに話すことが出来ていない時があります。

- ・毎月の「お誕生会」、散歩や各種行事などを通じて異年齢の子どもが交流する機会を設けています。今年度、4、5歳児は、保護者を招いてお茶会をしたり、補食を準備してお月見会を行い、園庭で芋煮会（クッキング保育）やピクニックを行っています。

- ・自由遊びの時間では、子どもたちが自分で好きな遊びを選んでいきます。作りかけのブロックはそのまま棚の上に飾って、継続して遊んでいます。

- ・幼児、乳児別の合同保育や延長保育では、落ち着いて過ごせるよう絵本、パズル、折り紙、ブロックなどの玩具で年齢に関係なく一緒に安心して遊べる環境を整えています。乳児へは、職員とのスキンシップを多くして寂しさを和らげる配慮をしています。

- ・基本的な生活習慣を身につけられるように保護者と連携しています。就学前の5歳児には、ペーパータオルが無い小学校生活に備えて、1月からハンカチを毎日持ってきて、汗をかいたとき自分で拭ける習慣が身に付くよう支援しています。

3.サービスマネジメントシステムの確立

- ・入園説明会で保育サービス内容を具体的に記載した「入園のご案内」と「入園のしおり」を配付して、基本方針・園目標について説明をしています。

- ・入園前に「入園時児童家庭調査票」「児童健康調査票」「お子さまの状況について」などの園所定の書類を提出してもらい、入所前の面談で利用者情報を把握し、所定の用紙に記録しています。入園後は、随時保護者から届け出を受けて追記し、入園後の心身の発達状況は、発達記録として2歳児までは毎月、3歳以上児は3か月ごとに児童票に記録しています。

- ・子ども、保護者のストレスや不安を軽減できるように、入園前面接で慣れ保育を勧め、また、入園後慣れるまで、愛着のあるものの持ち込みを認めています。全職員で新入園児の情報を共有し、子ども、職員、保護者の関係づくりを心がけています。

- ・保育課程に基づき、年齢ごとの年間・月間指導計画・週案・日案を職員の振り返りや子どもの発達・関心、保護者の要望を尊重して作成し、日案、週案は天候や子どもたちの要望や状況を日々見ながら、柔軟に計画を変更しています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・朝の受け入れ時の個々の子どもの情報は、必要に応じて「連絡ノート」や口頭で早番の職員が担任に伝え、遅番職員への引き継ぎ事項は、延長保育日誌に記載するとともに職員用「連絡ノート」で情報を共有し、伝達ミスがないようサインを厳守しています。 ・職員会議や昼礼で子どもの状況や保護者支援を必要とするケースについてその都度話し合い、課題の共有を図っています。 ・月1回の職員会議でケース会議・給食会議を持ち、子どもの様子、保護者意向を踏まえて話し合い、計画に反映させています。必要に応じて調理職員、看護師のアドバイスを受け、気になる子どもについては、設置法人本部の発達支援担当のアドバイスを受けています。 ・園でのケガや事故については「アクシデント・レポート」を作成し、要因分析の上、今後の対応策を策定して再発防止を図っています。また、「クラス別事故防止チェックリスト」を作成して、月1回チェックを行い、年齢ごとに発生する可能性のある事故の防止に努めています。
<p>4.地域との交流・連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置法人本部のホームページに子育て支援のお知らせや川崎市のホームページの子育て応援ナビに園の様子を開示しています。行事参加へのお知らせを、園入口に掲示して未就園児の参加を呼び掛けています。園児学者へもお知らせを配布しています。 ・地域の未就園児へ、7・8月に週3回プール開放を、11月から月1回の身長・体重測定、子育て相談と園庭開放を始めています。プール開放は毎回複数の親子が参加しています。 ・設置法人の取り組みとして、保育士資格保有者で未就労の人や出産・育児で長期間ブランクのある保育士向け保育体験を行い、就職のきっかけ作りを行っています。 ・麻生区の認可保育園園長会議、幼保小園長校長連絡会、公私立保育園年長児実務者検討会に参加して、子育て支援事業や就学に向けて地域の関係機関と連携しています。園長は、待機児童受け入れについて麻生区役所子ども支援室と連携を取っています。 ・近隣保育園4園の年長児を対象に、各園の年長児担当者が協働でサッカー大会、ゲーム大会を企画・運営し、小学校入学に向けて子ども達の不安の軽減を図っています。麻生区の保育まつり・観劇会や作品展に参加し、地域の保育園職員同士、子ども同士の交流を支援しています。 ・ボランティアに対してプライバシーの尊重や守秘義務など、必要な研修を行ってから、保育補助として受け入れています。園庭や菜園の草取りボランティアも同様な手続きを行い、受け入れています。
<p>5.運営上の透明性の確保と継続性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「入園のご案内（重要事項説明書）」に運営理念・基本方針を分かりやすく説明して、園だよりに記載しています。入園時や運営委員会（保護者会）、クラスだよりなどで具体的に保育園生活にどう反映されているかを説明し、理解が深まるようにしています。

・中・長期計画、事業計画は策定されていません。保育園の現状を見つめ、運営理念・基本方針に基づいた課題を明確にして、中・長期計画、単年度の事業計画を策定し、計画の実行・見直しへの取り組みが望まれます。

・園長は保育日誌、週案、月案、年間指導計画などを定期的にチェックし、また、職員の保護者対応や子どもへの関わり方などを確認して、必要なときにアドバイスをして質の向上に努めています。園長は、福祉サービスの質の向上について園の現状を踏まえ、課題を明確にし、主任・スタッフと共に保育のあり方について検討し、1つ1つの取り組みの中で意見を出し合い、園長自ら「子どもにとって思い出に残る保育づくり」に関わり、保育目標「と・も・に」を実践しています。

園長は人員配置や環境整備面でエリアマネージャー、設置法人の企画担当と連携し、園の運営にあたっています。公平なシフト、残業時間の削減、適切な休暇取得など、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

・職員の自己評価や第三者評価受審後明らかになった課題解決に向けて、職員とともに改善策を検討し、園の課題として全職員で取り組まれることが期待されます。

・必要な人材に対する設置法人としての考え方は「人材育成ビジョン」にまとめられており、川崎市保育所職員配置基準に基づき人員配置し、常に園長は職員不足とならないよう、設置法人本部企画開発室担当とコミュニケーションを密にしています。

・就業規則があり、職員の守るべき倫理・服務規程について入社時に代表が研修を行い、また社内通達などにより、随時更新されています。設置法人にコンプライアンス委員会があり、園と職員の法令順守を指導し、不正は直接通報できるしくみがあります。

・実習生受け入れマニュアルに、オリエンテーションの実施方法などを定め、受け入れ窓口は園長で、育成担当は各クラスリーダーとしています。

・職制と経験別の期待水準を明文化し、新卒、1年目、3年目、4年目以上、中途、主任、園長向けにそれぞれ階層別の必須研修が年間計画で組まれており、職員は前期・後期で個々に研修計画を作成して研修に参加しています。研修参加後はレポートを提出し、職員会議などで報告し、資料と一緒に回覧しています。

・職員は、自己の保育技術水準の達成度を園長との面談で把握し、また、年3回自己査定を行い、園長、エリアマネージャー、設置法人担当者が評価してフィードバックし、次期の研修計画の見直しや、報酬に反映しています。

・園長は必要時職員と面談し、その他主任や設置法人企画担当者職員の相談にのっています。その他、職員の悩み相談窓口として、設置法人の企画担当職員やエリアマネージャー、臨床心理士や産業医、カウンセラーなどと職員が、個別に面談する体制があります。

6.職員の資質向上の促進

〔川崎市福祉サービス第三者評価結果報告様式〕
 (認可保育所版)

対象事業所名（定員）	アスク新百合ヶ丘保育園（60人）
経営主体（法人等）	株式会社 日本保育サービス
対象サービス	認可保育所
事業所住所	〒215-0026 川崎市麻生区古沢197-6
事業所連絡先	TEL 044-969-5002
評価実施期間	平成26年9月～平成27年1月
評価機関名	ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

評価実施シート （管理者層合議用）	評価実施期間 平成26年9月19日～平成26年10月25日
	（評価方法） ・園長と主任がそれぞれ全項目を評価し、意見が異なる項目について協議して作成しました。
評価実施シート （職員用）	評価実施期間 平成26年9月19日～平成26年10月25日
	（評価方法） ・職員はナルク調査員から記載方法の説明を受けた後、職員一人一人が約1ヶ月を掛けて評価記載したものを、無記名・密封の状態ですべて回収しました。
利用者調査	配付日）平成26年10月5日 ----- 回収日）平成26年10月20日
	（実施方法） ・全園児保護者に対し、園からアンケート用紙、返信用封筒、アンケート依頼状を渡し、園内に回収箱を用意して、無記名・密封の状態ですべて回収されたものをそのままの状態ですべて回収しました。
評価調査者による 訪問調査	評価実施期間（実施日）／平成26年11月21・27日
	（調査方法） ・初日は調査員2名が訪問し、午前中園内と子どもの観察を行い、午後は園長・職員2名のヒアリングを行いました。2日目は終日園長ヒアリングを行いました。2日とも昼食は子どもたちと一緒にとり、会話もしました。

[総合評価]

<施設の概要・特徴>

【立地および施設の概要】

アスク新百合ヶ丘保育園は、平成25年6月に開設した2年目の保育園です。小田急線の新百合ヶ丘駅から徒歩10分の、静かな住宅街にあります。園舎は鉄骨造り3階建てで、1、2階が保育室、3階が屋上園庭になっており、1階には、広い園庭があります。現在、園児数は1～5歳児総数57名（定員60名）が在籍し、延長保育と障がい児保育を行っています。

【特徴】

保育目標「と・も・に」をキーワードに、「ともに遊ぼう」「ともに学ぼう」「ともにみつめよう」を掲げ、保育にあたっています。

設置法人から派遣された専門講師による英語教室・体操教室・リトミックや職員による幼児教育プログラム、クッキング保育など、多様なプログラムを行っています。

[全体の評価講評]

<特によいと思う点>

1. 子どもたちが遊びを見つけ、遊び込める時間を大切に活動への支援

発表会に向けて、職員と数人の子どもたちがハンドベルの練習をしています。他の子どもたちは、ままごとコーナーでごっこ遊びをしたり絵本コーナーで絵本を読む子ども、ブロック遊びや職員とオセロゲームに興ずる子どもの姿が見られます。職員は、子ども一人一人がやりたい遊びを見つけ、遊び込める時間を大切に支援しています。

2. 子どもたちと職員、保護者がともに楽しむ行事

全園児が一堂に会し、誕生月の保護者も参加して行う「誕生会」や4、5歳児の保護者を招待してのお茶会、子どもたちと職員によるお月見会や芋煮会、公園へのピクニック、地域へ繰り出すハロウィン仮装など、子どもたちと保護者、職員が伝統文化を味わい、自然に親しみ、ともに園生活を楽しむ機会を持っています。

3. 「クラス別事故防止チェックリスト」の作成と安全対策の意識化

クラス別のチェックリストを作成して、年齢ごとに起こる可能性のある事故の防止に努めています。また、インシデントは付箋に記載して「ヒヤリハットボード」に掲示し、防止策を検討して、職員の意識化を図り、プールの時期には屋上の床での火傷防止、消毒剤の保管方法など、定期的に事故防止策の点検・見直しを行っています。

<さらなる改善が望まれる点>

1. 「子どもを尊重した保育」を目指して、職員のさらなる資質の向上を

一部の職員に、双方の子どもに問いかけることなく安易な解決策で対応している場面、子どもへの言葉かけがないまま服の着脱をしたり、椅子に座らせるなどの行為が見られます。職員一人一人が子どもとの関わり方を振り返り、「子どもを尊重した保育」を目指して、職員のさらなる資質の向上が望まれます。

2. 園の現状を踏まえた中・長期計画、事業計画の作成を

開園2年目の園の今ある現状を見つめ、より良い園を構築するための課題を抽出して中長期計画を策定し、課題の実現のための事業計画の策定を期待します。そして、その計画を職員と保護者に分かりやすく説明し、職員は園長と共に課題の実現に向けて取り組み、保護者は園の推進状況の良き理解者となることを期待されます。

3. 子どもの発達に応じた遊びができるよう、保育環境の充実を

園内研修で取り組んでいる「発達が分かれば子どもが見える」の学習をもとにクラスの保育環境を振り返り、子どもの発達に応じた玩具を整え、保育環境の充実が図られることが望まれます。

<サービス実施に関する項目>

共通評価領域 1 サービスマネジメントシステムの確立
<特によいと思われる点> ・指導計画策定にあたり、月1回の職員会議でケース会議・給食会議を持ち、子ども・保護者の意向を計画に反映させています。必要に応じて調理職員、看護師のアドバイスを受けています。気になる子どもについては、設置法人本部の発達支援担当のアドバイスを受けています。指導計画の見直しは職員会議で協議して行い、議事録を回覧して全職員に周知しています。 ・朝の受け入れ時の個々の子どもの情報は、必要に応じて「連絡ノート」や口頭で早番の職員が担任に伝え、遅番職員への引き継ぎ事項は、延長保育日誌に記載するとともに職員用「連絡ノート」で情報を共有し、伝達ミスがないようサインを厳守しています。また、職員会議や昼礼で子どもの状況や保護者支援を必要とするケースについてその都度話し合い、課題の共有を図っています。 ・子どもの安全確保のために、「クラス別事故防止チェックリスト」を作成して、月1回チェックを行い、年齢ごとに起こる可能性のある事故の防止に努めています。インシデントは付箋に記載して事務所の「ヒヤリハットボード」に掲示し、防止策を検討して、職員の意識化を図っています。また、プールの時期には屋上の床での火傷防止、消毒剤の保管方法など安全確保の見直しを行うなど、定期的に事故防止策の点検・見直しを行っています。

評価分類 (1) サービスの開始・終了時の対応が適切に行われている。	A
・サービス選択に必要な情報は、ホームページやパンフレットで提供し、保護者からの問い合わせや見学希望には園長が対応しています。 ・入園前説明会で「入園のご案内（重要事項説明書）」を配付して説明し、麻生区と保護者間で保育料金、サービス内容について書類を取り交わして話し合い、保護者の同意のもとにサービスを開始しています。 ・子どもの不安やストレスの軽減のため、「慣れ保育（短縮保育）」の必要性を保護者に説明し、1週間程度で通常保育となるようにしています。1～2歳児は子どもの生活の連続性に配慮して、毎日家庭と保育園での子どもの様子を連絡帳で伝え合っています。 ・小学校の授業参観や、学校長や1年生担任との懇談会に園長が参加し、小学校生活の情報を保護者に提供しています。就学先へ提出する「児童保育要録」はクラス担任が作成し、園長が確認して持参しています。	
評価項目	実施の可否
① 保護者等（利用希望者を含む）に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	○
② サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	○
③ サービス利用開始後に、子どもの不安やストレスが軽減されるような支援を行っている。	○
④ 就学がスムーズに行われるよう、保育の方法や保護者とのかわりに配慮されている。	○

評価分類 (2) 手順を定め、その手順に従ったアセスメントを行い、サービス実施計画を策定	A
-------------------------------------------------	---

している。

- ・入園前に「入園時児童家庭調査票」「児童健康調査票」「お子さまの状況について」などの書類を提出してもらい、面談で利用者情報を把握し、所定の用紙に記録しています。入園後は、随時保護者から届け出を受け、追記しています。心身の発達状況は、発達記録として2歳児までは毎月、3歳以上児は3か月ごとに児童票に記録しています。
- ・指導計画はクラスリーダーを中心に担当職員が作成し、園長が確認をしています。児童票や個別面談記録をもとに、個別指導計画に子ども一人一人の具体的な目標が策定されています。
- ・月1回の職員会議でケース会議・給食会議を持ち、子ども・保護者の意向を計画に反映させています。必要に応じて調理職員、看護師のアドバイスを受け、気になる子どもについては、設置法人本部の発達支援担当のアドバイスを受けています。
- ・週案は毎週、月間指導計画は毎月、年間指導計画は期ごとに振り返りを行い、評価・反省欄に記入し、反省を踏まえて次の目標を定め作成しています。週案は天候や子どもの意向・体調に応じて柔軟に変更しています。

評価項目	実施の可否
① 手順を定め、その手順に従ってアセスメントを行っている。	○
② 指導計画を適正に策定している。	○
③ 状況に応じて指導計画の評価・見直しを行っている。	○

評価分類 (3) サービス実施の記録が適切に行われている。		A
<ul style="list-style-type: none"> ・個々の子どもに関するサービスの実施状況は、1歳児は生活記録簿に、2歳児以上はクラスの保育日誌の「個別の記録欄」に記録しています。 ・職員は入社時研修で個人情報の取り扱いや守秘義務について学び、順守しています。個人情報の記入は園内で行うことを徹底し、個人情報が記載された書類は事務室内に施錠保管しています。また、個人情報が記載された書類の廃棄は、シュレッダーを使用して廃棄しています。 ・朝の受け入れ時の個々の子どもの情報は、必要に応じて「連絡ノート」や口頭で早番の職員が担任に伝え、遅番職員への引き継ぎ事項は、延長保育日誌に記載するとともに職員用「連絡ノート」で情報を共有し、伝達ミスがないようサインを厳守しています。 ・職員会議や昼礼で、子どもの状況や保護者支援を必要とするケースについてその都度話し合い、課題の共有を図っています。 		
評価項目		実施の可否
①	子どもに関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	○
②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	○
③	子どもの状況等に関する情報を職員間で共有している。	○

評価分類 (4) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		A
<ul style="list-style-type: none"> ・設置法人の業務マニュアルが整備され、園が行う保育サービスの基本や手順などを明確にしています。個人情報管理規定に、子どもの人権の尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されています。職員は入社時研修でサービスの基本的な実践方法を学び、入社後は設置法人の階層別研修や自由選択研修に参加して更にスキルアップを図り、現場で園長の個別指導を受け、標準的な実施方法を身につけています。年間・月間・週案の各指導計画には、ねらいおよび評価・反省欄を設けて記入し、標準的な保育サービスが実施されていることを確認しています。 ・業務マニュアルは設置法人で年度末または必要に応じて随時見直し、改訂を行っています。見直しにあたり、職員の意見を集約して設置法人本部で協議し、改訂する仕組みになっています。 		
評価項目		実施の可否
①	提供するサービスについて、標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	○
②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	○

評価分類 (5) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		A
<ul style="list-style-type: none"> ・危険防止、事故防止・感染症・食中毒対応マニュアルなどが整備され、職員に周知しています。感染症の流行について区役所や設置法人と連携して予防対策を講じています。 ・災害発生時対応体制を定め、毎月避難訓練を実施しています。職員の連絡網と安否確認システム、子ども引き渡し票が整備されており、災害時の避難場所や災害用伝言ダイヤルの操作について、保護者、職員に周知しています。 ・設置法人の園長会議や麻生区園長会で報告される他園の事故事例を職員会議で分析し、防止策を検討しています。ケガや事故については「アクシデント・レポート」を作成し、要因分析の上、再発防止を図っています。また、「クラス別事故防止チェックリスト」を作成して月1回チェックを行い、年齢ごとに起こる可能性のある事故防止に努めています。 		
評価項目		実施の可否
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における子どもの安全確保のための体制が整備されている。	○
②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	○
③	子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	○

<サービス実施に関する項目>

共通評価領域 2 人権の尊重
<特によいと思われる点> ・職員は日常の保育にあたっては、子どもの意思で絵本、教材、玩具を自由に選択できるように遊びの場の環境づくりに配慮し、子どものやりたい気持ちを大切に、集団に入れないときは無理強いせず、一人でゆっくり過ごせるよう対応しています。また、散歩に行きたがらない時は無理強いせず、子どもの気持ちに寄り添い、事務室や保育室で休息したり、好きな遊びができるように支援しています。
<さらなる改善が望まれる点> ・ごく一部の職員が、大人の価値観を押し付ける関わりや、乳児が物を取り合う場面では、双方の子どもに問いかけることなく安易な解決策で対応している場面や、子どもへの言葉かけがないまま衣服の着脱をしたり、椅子に座らせるなどの行為が見られます。職員一人一人が日常の保育の中で子どもとの関わり方を振り返り、「子どもを尊重した保育」について職員会議で確認し合うとともに、子どもの年齢や発達状況に応じた関わり方についての園内研修が望まれます。

評価分類 (1) サービスの実施にあたり、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重している。	B
・職員は日常の保育にあたっては、子どもの意思で絵本、教材、玩具を自由に選択できるように遊びの場の環境づくりに配慮し、子どものやりたい気持ちを大切に、集団に入れないときは無理強いせず、一人でゆっくり過ごせるよう支援しています。性差については、固定観念にとらわれることなく、子どもが自由に選択できるよう配慮しています。園では、外国籍の子どもと互いに認め合う環境となっています。 ・理念や基本方針に子どもの最善の利益を考慮した保育サービスを掲げ、保育業務マニュアルに基づきサービスを提供しています。園内研修で「川崎市子どもの権利に関する条例」の読み合わせを行い、子どもの尊重や基本的人権への配慮について学んでいます。 ・「虐待防止マニュアル」に基づき、虐待予兆の早期発見に努めています。虐待の予兆が見られた場合は、速やかに園長へ報告するとともに設置法人本部へ連絡し、北部児童相談所に連絡する体制ができています。	
<コメント・提言> ・ごく一部の職員ですが、子どもへの言葉かけが押し付け的であったり、対話が不足している場面が見られます。園長のさらなる職員教育が期待されます。	
評価項目	実施の可否
① 日常の保育にあたっては、個人の意思を尊重している。	○
② 子どもを尊重したサービス提供について共通の理解を持つための取組を行っている。	●
③ 虐待の防止・早期発見のための取組を行っている。	○

評価分類 (2) 利用者のプライバシー保護を徹底している。	A
・プライバシー保護について「保育園業務マニュアル」や「個人情報保護マニュアル」に明記し、職員は設置法人本部の入社時研修において保育園で働く上での姿勢や法令順守・守秘義務について学び、周知しています。ホームページなどに子どもの写真を掲載することは、入園時に保護者に説明し、書面で同意を得ています。また、子どもや保護者の情報を外部とやり取りする必要が生じた場合は、その都度保護者に説明し同意を得ています。 ・職員は子どもの気持ちを受け止め、子どものやりたい気持ちを大切に、遊びの場の環境づくりに配慮したり、散歩に行きたがらない時は無理強いせず、子どもの気持ちに寄り添い、事務室や保育室で休息したり、好きな遊びができるように支援しています。また、幼児がおもしろをした時は、他の子どもに気づかれないように着替えを支援しています。	
評価項目	実施の可否
① 子どもや保護者に関する情報（事項）を外部とやりとりする必要が生じた場合には、利用者の同意を得るようにしている。	○
② 子どもの気持ちに配慮した支援を行っている。	○

＜サービス実施に関する項目＞

共通評価領域 3 意向の尊重と自律生活への支援に向けたサービス提供
＜特によいと思われる点＞ ・第三者委員を夏祭り、クリスマス会やハロウィンなどの親子行事に招待して保護者に紹介しています。保護者アンケートで、相談窓口としての第三者委員の存在を約9割の保護者が知っています。
・自由遊びの時間では、子どもたちが自分で好きな遊びを選んでいます。作りかけのブロックは棚の上に飾って、継続して遊んでいます。毎月の「お誕生会」、散歩や各種行事などを通じて異年齢の子どもが交流する機会を設けています。今年度、4、5歳児は、お茶会や補食を準備してお月見会を行ったり、園庭で芋煮会（クッキング保育）を行っています。
＜さらなる改善が望まれる点＞ ・一部の職員が、子どものためにと叱る時に声を高めてしまうことがあります。職員への改善指導・教育が期待されます。

評価分類 (1) 利用者の意向の集約・分析とサービス向上への活用に取り組んでいる。	A
・運営委員会、親子行事、保育参観後のアンケートで保護者の意見・要望を把握しています。運営委員会だけでなく、より参加しやすい親子行事で保護者との意見交換も行っています。年2回の個人面談やクラス懇談会で、保護者の意向・要望を把握しています。 ・親子行事後のアンケート結果をまとめて保護者に配布し、即解決できることはその都度対応しています。年間を通しての分析・検討、対応結果は1月の運営委員会で報告することになっています。	
評価項目	実施の可否
① 利用者満足度の把握に向けた仕組みを整備している。	○
② 利用者満足度の向上に向けた仕組みを整備し、サービス向上に取り組んでいる。	○

評価分類 (2) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	A
・入園のご案内（重要事項説明書）に保育内容に関する苦情・相談・意見の窓口として、設置法人本部、麻生区役所保健福祉センター、第三者委員など複数あることを明記し、保護者に配付しています。子どもや保護者と個別に話し合える相談室があり、プライバシー保護にも配慮しています。 ・苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員などの苦情解決の体制が整備されています。 ・保育園業務マニュアルに、意見や提案を処理する体制が明記されています。 ・苦情や要望は、園独自で対応できるものはすぐに検討・対応し、設置法人として対応が必要なものは、設置法人本部と相談・調整して、対応策決め、4月と1月の運営委員会で報告する仕組みになっています。	
＜工夫している事項＞ ・第三者委員を、夏祭り、クリスマス会やハロウィンなどの親子行事に招待して保護者に紹介しています。保護者アンケートで、相談窓口としての第三者委員の存在を約9割の保護者が知っています。	
評価項目	実施の可否
① 子どもや保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	○
② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	○
③ 子どもや保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	○

評価分類 (3) 子ども一人ひとりの発達の状態に応じた援助を行っている。		B
<ul style="list-style-type: none"> ・職員は家庭との連携のもと、子ども一人一人の生活環境や発達過程に応じて働きかけや援助を行っていますが、一部の職員に、穏やかに対応することができていない時があります。 ・毎月の「お誕生会」、散歩や各種行事などを通して異年齢の子どもが交流する機会を設けています。今年度、4、5歳児は、補食を準備してお月見会をしたり、園庭で芋煮会（クッキング保育）を行っています。 ・自由遊びの時間では、子どもたちが自分で好きな遊びを選んでいきます。食事のときなど、作りかけのブロックはそのまま棚の上に飾って、食後に継続して遊んでいます。 ・特別に配慮が必要な子どものクラス担当職員は、川崎市の発達支援コーディネーター養成研修を受講中です。特別に配慮が必要な子どもの保護者に北部地域療育センターを紹介し、より良い育児法を見いだせるよう支援しています。 <p><コメント・提言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の職員が、子どものためにと叱る時に声を高めてしまうことがあります。職員への改善指導・教育が期待されます。 		
評価項目		実施の可否
①	子ども一人ひとりを受容し、その発達の過程や生活環境などの理解を深めて働きかけや援助が行われている。	●
②	様々な人間関係や友達との協同的な体験ができ、生活が豊かになるような環境が整備されている。	○
③	子どもが主体的に活動し、自分を表現し、他者の表現を受け入れる力が育つように支援している。	○
④	特別の配慮が必要な子ども（障害のある子どもを含む）の保育にあたっては、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように援助している。	○

<サービス実施に関する項目>

共通評価領域 4 サービスの適切な実施
<特によいと思われる点> ・職員は延長保育日誌や連絡ノート、クラス別個人別に記載されているタイム表の記載事項を確認後、保護者に子どものその日の様子を伝えています。クラス毎の連絡ボードにその日の活動内容を掲示し、保護者にその日の子どもの様子を伝えています。 ・子どもたちには、園に備え付けの手洗いチェッカーで、基本的な生活習慣として大切な「手洗いの正しいおこない方」を身に付けられるよう支援しています。5歳児は、小学校生活に備えて1月からハンカチを毎日持参して、汗をかいたときなど自分で拭ける習慣が身に付くよう支援しています。 ・毎月の誕生会には、誕生月の園児の保護者も参加して、誕生日のお祝いを全クラス合同で行い、給食も一緒に食べています。保護者は、子どもたちの園生活を見て成長の様子を知るとともに、給食を試食することで食育に関心を持つ機会を得ています。

評価分類 (1) 家庭と保育所の生活の連続性を意識して保育を行っている。	A
・職員は仕事開始前に、必ず延長保育日誌や連絡ノートで前日の子どもたちの様子を確認しています。その上で登園する子どもを迎え、「子どもの体調に何か変化はないか」の視点で保護者と会話し、子どもの様子も観察しています。 ・子どもたちに囁託歯科医による保護者立ち合いでの歯磨き指導や、手洗いチェッカーを用いて正しい洗い方を身に付けられるよう支援しています。5歳児は、小学校生活に備えて1月からハンカチを毎日持参して、汗をかいたときなどに自分で拭ける習慣が身に付くよう支援しています。 ・休息の長さや時間帯は、子どもの生活リズムや体調に配慮して行っています。 ・職員は、延長保育日誌や連絡ノート、クラス別個人別に記載されているタイム表の記載事項を確認後、保護者に子どものその日の様子を伝えています。クラスごとの連絡ボードにその日の活動内容を掲示し、保護者にその日の活動内容を伝えています。 ・各種親子行事後にアンケートを行い、毎日の送迎時、運営委員会、クラス懇談会や個人面談で、保護者の考えや提案を把握する機会をもっています。	
評価項目	実施の可否
① 登園時に家庭での子どもの様子を保護者に確認している。	○
② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるよう支援を行っている。	○
③ 休息（昼寝も含む）の長さや時間帯は子どもの状況に配慮している。	○
④ お迎え時に、その日の子どもの状況を保護者一人ひとりに直接伝えている。	○
⑤ 保育所の保育に関して、保護者の考え方や提案を聴く機会を設けている。	○

評価分類 (2) 保育時間の長い子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている。	A
・幼児、乳児別の合同保育や延長保育では、落ち着いて過ごせるよう絵本、パズル、折り紙、ブロックなどの玩具で年齢に関係なく一緒に安心して遊べる環境を整えています。乳児へは、職員とのスキンシップを多くして寂しさを和らげる配慮をしています。 ・幼児、乳児別の合同保育や延長保育では、乳児にも安全な大きさのブロック遊び、折り紙、カード遊び、ままごとなど、職員と一緒に異年齢児とも楽しく過ごせるよう支援しています。	
評価項目	実施の可否
① 保育時間の長い子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている。	○
② 年齢の違う子どもとも楽しく遊べるような配慮をしている。	○

評価分類 (3) 子どもが楽しく安心して食べることができる食事を提供している。		A
<ul style="list-style-type: none"> ・保育室を、食事の場所、遊びの場所、午睡の場所と分けて、子どもたちが落ち着いて衛生的に食事が取れる環境を作っています。 ・メニューは設置法人で統一されていますが、毎月の給食会議で各クラスの喫食状況や嗜好を把握し、クラスの年齢に応じて盛り付けの量や食材の大きさを調整して、完食の喜びが得られるよう支援しています。毎月の「お楽しみランチ」は、季節感のあるメニューで見たい目もかわいらしく盛り付けてあり、子ども達が楽しみにしています。 ・食物アレルギーのある子どもの給食は、川崎市の健康管理委員会の承認のもと、個人別献立表を作成して保護者に配付しています。除去食、代替食を複数の職員が口頭で相互確認後、他の子どもと別のテーブル、別の色のトレイを用い、おかわりの分も一緒にのせて配膳しています。 ・毎月配付する給食だよりで、クッキング保育の様子や、野菜の栽培、収穫や人気メニューの作り方、朝食の大切さなどを掲載し、家庭でも食育が出来ることを保護者に伝えていきます。毎月の誕生会には、誕生月の園児の保護者も参加して、誕生日のお祝いを全クラス合同で行い、給食も一緒に食べています。 		
評価項目	実施の可否	
①	子どもが楽しく、落ち着いて食事を取れるような雰囲気作りに配慮している。	○
②	メニューや味付けなどに工夫をしている。	○
③	子どもの体調や文化の違いに応じた食事（アレルギー対応を含む）を提供している。	○
④	保育所の食事に関する取組を保護者に対して伝える活動をしている。	○

評価分類 (4) 子どもが心身の健康を維持できるよう支援を行っている。		A
<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、活動前に子どもと「お約束」をしてけがの防止に努めています。活動の切り替え時に手洗い、うがいの大切さを教え、職員も一緒に励行して感染症予防に努めています。ヒヤリハット事例と他園の事例検討会を行い、身の回りの安全確保に反映しています。 ・内科健診は、1歳児は毎月、2歳児以上は年3回、歯科健診を年1回実施し、クラスごとの「児童健康調査票」に記載し、職員間で共有しています。健康診断・歯科健診結果は、書面で保護者に知らせています。治療が必要な場合は、口頭でも保護者に伝えていきます。 ・乳幼児突然死症候群（SIDS）について、園ではうつぶせを禁止していることを保護者に説明し、1歳児は10分間隔、2歳児は川崎市のSIDSチェック表にもとづき30分間隔で睡眠状態を確認・記録しています。 ・感染症が発生した場合は衛生マニュアルに基づいて衛生管理を徹底し、保護者には玄関に掲示して情報提供すると共に、口頭で伝えていきます。感染症が疑われる症状の子どもは、他の園児とかかわりのない相談室や医務室で安静にして、保護者のお迎え時まで症状を確認しています。 		
評価項目	実施の可否	
①	けがや病気を防止するため、日頃から身の回りの危険について子どもに伝えている。	○
②	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それぞれの保育に反映させている。	○
③	保護者に対して感染症や乳幼児突然死症候群（SIDS）等に関する情報を提供し、予防に努めている。	○

<組織マネジメントに関する項目>

共通評価領域 5 運営上の透明性の確保と継続性
<特によいと思われる点> ・「入園のご案内」に運営理念・基本方針を分かりやすく説明して、園だよりに掲載して保護者への周知を図っています。園長は入園時や運営委員会（保護者会）、クラスだよりなどで運営理念や基本方針が具体的に保育園生活にどう反映されているかを説明し、保育への理解が深まるようにしています。 ・園長は保育日誌、週案、月案、年間指導計画などを毎月チェックしています。また、職員の高質向上のために、保護者対応や、子どもへの関わり方などを観察して、必要に応じてアドバイスをしています。園長は園の現状を踏まえ、課題を明確にして主任・スタッフと共に保育のあり方について検討し、1つ1つの取り組みの中で意見を出し合い、園長自ら「子どもにとって思い出に残る保育園づくり」のため、園目標「と・も・に」を実践しています。
<さらなる改善が望まれる点> ・園の今ある現状を見つめ、より良い園を構築するために、なさなければならない課題を抽出して中長期計画を策定し、その課題改善の事業計画の策定を期待します。そして、その計画を職員と保護者に分かりやすく説明し、職員は園長と共に課題解決を担い、保護者は園の推進状況の良さ理解者となることが期待されます。

評価分類 (1) 事業所が目指していること（理念・基本方針）を明確化・周知している。	A
・設置法人の理念・基本方針は入園のご案内、重要事項説明書、ホームページに明示しています。理念・基本方針から設置法人の使命、目指す方向、考え方を読み取ることができ、保育を実践するうえで、職員の行動規範となる具体的な内容となっています。 ・職員は入社時研修で理念・方針について説明を受け、入社後は設置法人代表より研修を受け、理解を深めています。職員は年度初めの保育課程に基づく指導計画作成時に、日々の保育の取り組みが理念や基本方針に基づいた実践になっているかを検討しています。 ・「入園のご案内（重要事項説明書）」に運営理念・基本方針を分かりやすく説明して、園だよりに掲載しています。入園時や運営委員会（保護者会）、クラスだよりなどで具体的に保育園生活にどう反映されているかを説明し、理解が深まるようにしています。	
評価項目	実施の可否
① 理念・基本方針を明示している。	○
② 理念・基本方針について、職員の理解が深まるような取組を行っている。	○
③ 理念・基本方針について、利用者本人や家族等の理解が深まるような取組を行っている。	○

評価分類 (2) 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる。	C
・理念・基本方針の実現に向けた中・長期計画は策定されていません。 <コメント・提言> ・当園は開園して2年を経過しようとしています。保育園の現状を見つめ、運営理念・基本方針の実現に向かった課題を明確にして、中・長期計画および事業計画を策定されることが期待されます。	
評価項目	実施の可否
① 理念・基本方針の実現に向けた中・長期計画が策定されている。	●
② 中・長期計画を踏まえた年度単位の事業計画が策定されている。	●
③ 事業計画の策定が組織的に行われている。	●
④ 事業計画が職員に周知されている。	●
⑤ 事業計画が保護者等に周知されている。	●

評価分類 (3) 管理者は自らの役割と責任を職員に対して表明し、事業所をリードしている。		A
<p>・園長は設置法人策定の「職務分担について」に基づき、園長・職員の役割と業務分担について職員会議や昼礼で説明しています。</p> <p>・園長は保育日誌、週案、月案、年間指導計画などを毎月チェックし、また職員の保護者対応や、子どもへの関わり方などを観察して、必要の都度、職員にアドバイスをして質の向上に努めています。園長は、福祉サービスの質の向上について園の現状を踏まえ、課題を明確にし、主任・スタッフと共に保育のあり方について検討し、1つ1つの取り組みの中で意見を出し合い、園長自ら「子どもにとって思い出に残る保育づくり」に関わり、“と・も・に”を実践しています。</p> <p>・園長は人員配置や環境整備面でエリアマネージャー、設置法人の企画担当と連携し、園の運営にあたっています。公平なシフト、残業時間の削減、適切な休暇取得など、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。</p>		
評価項目		実施の可否
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	○
②	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	○
③	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	○

評価分類 (4) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		C
<p>・川崎市福祉サービス第三者評価基準に基づき、毎年職員の自己評価と保育所としての自己評価を行い、第三者評価を受審しています。前年度を受審結果を基に、園長が課題を抽出のうえ見直しをしましたが、職員会議で検討するまでには至りませんでした。</p> <p><コメント・提言> 職員の自己評価や第三者評価受審後明らかになった課題解決に向けて、職員とともに改善策を検討し、園の課題として全職員で取り組まれることが期待されます。</p>		
評価項目		実施の可否
①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	●
②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	●

評価分類 (5) 経営環境の変化等に適切に対応している。		C
<p>・園長は設置法人の園長会議・麻生区の認可保育園園長会・幼保小連携事業及び園長校長会議に出席し、地域の特徴、保育サービスのニーズや潜在的利用者に関するデータ等を収集するとともに、麻生区子ども支援室からも情報を収集し社会福祉事業全体の動向・当保育園が位置する地域での特徴・変化等を把握しています。しかし、それら資料に基づく園としての課題の抽出と、それに基づいた中・長期計画の作成には至っていません。</p> <p>・園長は毎月、延長保育料・延長保育時間を設置法人に報告しています。園からの業務報告により設置法人本部では、光熱費や消耗品、人件費などのサービスコストの分析や利用者の推移、利用率の分析などを行っています。</p> <p><コメント・提言> 地域から把握された情報やデータから園としての課題を抽出し、その課題解決のための中長期計画と事業計画の策定が期待されます。</p>		
評価項目		実施の可否
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	●
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	●

<組織マネジメントに関する項目>

共通評価領域 6 地域との交流・連携
<p><特によいと思われる点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣保育園4園の年長児を対象に、各園の年長児担当者が協働でサッカー大会、ゲーム大会を企画・運営し、小学校入学に向けて子どもたちの不安の軽減を図っています。麻生区の保育まつり・観劇会や作品展に参加し、地域の保育園職員同士、子ども同士の交流を推進しています。 ・地域福祉の向上を目的として、地域の未就園児を対象に7・8月に週3回プール開放を、11月から月1回の身長・体重測定、子育て相談と園庭開放を始めています。 ・設置法人の取り組みとして、保育士資格保有者で未就労の人や、出産・育児で退職後長期間ブランクのある元保育士向けの保育体験を当園で行い、就業のきっかけ作りを行っています。今年度は保育士と看護師2名の保育体験を実施しています。

評価分類 (1) 地域との関係が適切に確保されている。	A
<ul style="list-style-type: none"> ・設置法人のホームページに子育て支援のお知らせや川崎市のホームページの子育て応援ナビに園の様子を開示しています。行事参加へのお知らせを、園入口に掲示して未就園児の参加を呼び掛け、園児学者へもお知らせを配布しています。 ・地域の未就園児を対象に7・8月に週3回プールを開放し、毎回複数の親子が参加しています。11月から月1回の身長・体重測定、子育て相談と園庭開放を始めています。 ・設置法人の取り組みとして、保育士資格保有者で未就労の人や、出産・育児で退職後長期間ブランクのある保育士向けに当園で保育体験を行い、就業のきっかけ作りを行っています。今年度は保育士と看護師2名の保育体験を実施しています。 ・ボランティアには、守秘義務順守や園の基本方針を説明したうえで、7～8月の6日間、男子高校生のボランティア1名を、保育補助として受け入れています。園庭や菜園の草取りボランティアも受け入れています。 	
評価項目	実施の可否
① 地域社会に対して、開かれた組織となるよう、事業所に関する情報を開示している。	○
② 事業者が有する機能を地域に提供している。	○
③ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	○

評価分類 (2) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	A
<ul style="list-style-type: none"> ・麻生区の認可保育園園長会議、幼保小園長校長連絡会、公私立保育園年長児実務者検討会に参加して、子育て支援事業や就学に向けて地域の関係機関と連携しています。 ・近隣保育園4園の年長児を対象に、各園の年長児担当者が協働でサッカー大会、ゲーム大会を企画・運営し、小学校入学に向けて子どもたちの不安の軽減を図っています。麻生区の保育まつり・観劇会や作品展に参加し、地域の保育園職員同士、子ども同士の交流を支援しています。 ・園長は、待機児童受け入れについて麻生区役所子ども支援室と連携を取っています。 	
評価項目	実施の可否
① 関係機関・団体との定期的な連絡会等に参画している。	○
② 地域の関係機関・団体の共通の課題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
③ 地域の福祉ニーズを把握するため事業・活動に参加している。	○

<組織マネジメントに関する項目>

共通評価領域 7 職員の資質の向上の促進
<特によいと思われる点> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は職員の休暇希望や早番・遅番についての希望を取入れ、一定の個人に残業や休暇が偏らないよう、公平になるようにシフト表を作成しています。 ・職員の悩み相談窓口を組織内に設置し、解決に向けた体制が整備され、産業医や外部メンタルヘルスチェック機関と提携して、職員のメンタル面の相談ができる体制にあります。
<さらなる改善が望まれる点> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の福祉人材の育成のため、また職員の保育活動の振り返りと質の向上のためにも、実習生を受け入れていくことが望めます。

評価分類 (1) 事業者が目指しているサービスを実現するための人材構成となるよう取り組んでいる。	B
<ul style="list-style-type: none"> ・設置法人としての必要な人材に対する考え方は「人材育成ビジョン」にまとめられており、川崎市保育所職員配置基準に基づく人員配置を行っています。 ・園長は職員不足とならないよう、設置法人本部企画担当と連絡を密にしています。 ・就業規則に服務規律・倫理規律・秘密保持が規定され、業務マニュアル、個人情報保護マニュアルに法令順守、個人情報の安全管理が規定されています。職員は入社時研修で法令順守や倫理について学んでいます。また、コンプライアンス委員会に直接告発できる内部通報制度があり、職員の更衣室に連絡方法を掲示しています。 ・職員は年3回査定シートに自己評価を行い、園長・エリアマネージャーの査定を受け、査定の結果は面談で一人一人に園長よりフィードバックされています。 ・「実習生受入れマニュアル」があり、事前説明やオリエンテーションの実施方法などが明記されていますが、実習生の受入れ実績はありません。 	
<コメント・提言> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の福祉人材の育成のため、また職員の保育活動の振り返りと質の向上のためにも、実習生の受け入れが望めます。 	
評価項目	実施の可否
① 必要な人材や人員体制に関する具体的な考え方が確立している。	○
② 具体的なプランに基づく人材の確保に取り組んでいる。	○
③ 遵守すべき法令・規範・倫理等を正しく理解するための取組を行っている。	○
④ 職員の育成・評価・報酬（賃金、昇進・昇格など）が連動した人材マネジメントを行っている。	○
⑤ 実習生の受入れと育成が積極的に行われている。	●

評価分類 (2) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	A
<ul style="list-style-type: none"> ・設置法人の「人材育成ビジョン」に、職員に求められる役割・能力が明示されており、職員の経験能力や習熟度に応じた役割が期待水準として示されています。 ・保育園業務マニュアルに研修制度が明記されており、階層別の必須研修と自由選択研修、外部研修があります。職員は前期・後期で個々の研修計画を作成し、園長との面談で課題を明確にして研修に臨んでいます。園長や設置法人本部の研修担当者は、研修が計画通りに受講できているかを管理しています。 ・研修終了後、職員はレポートを提出し、研修で学んだことを職員会議や屋礼で研修内容を発表し、全職員に回覧しています。職員は評価・反省を行い、園長との面談で自己の現状を把握して課題を抽出し、次期の研修計画を見直しています。研修内容やカリキュラムの見直しは、設置法人本部の担当部署が各園の意見や要望を参考にしています。 	
評価項目	実施の可否
① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	○
② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	○
③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	○

評価分類 (3) 職員の就業状況に配慮がなされている。		A
<p>・園長は職員の希望や意向を、定期的な面談と必要に応じた個別面談で把握し、できる限り希望に沿うようにしています。園長は毎月、職員の有給休暇取得状況、1か月の残業状況などの勤務状況を把握して設置法人本部へ報告しています。園長は年2回、職員と個別面談を行い、職員の意向や悩みを聞き、随時、職員に言葉を掛けて話しやすい雰囲気を作るように努めています。また、設置法人本部の企画担当やエリアマネージャーとの相談の機会も設けています。</p> <p>・設置法人本部では、福利厚生制度の一環として健康診断を義務づけています。福利厚生施設としては独身寮、リゾート施設・フィットネスクラブの割引利用、懇親会費の補助制度などがあります。また、産業医や外部メンタルヘルスチェック機関と提携して、職員のメンタル面の相談ができる体制にあります。</p>		
評価項目		実施の可否
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	○
②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	○

アスク新百合ヶ丘保育園

- アンケート送付数（対象者数）（ 50 ）人
- 回収率 74%（ 37 ）人

サービスの提供

利用者調査項目		はい	いいえ	どちらとも いえない	無回答
1	落ち着いて過ごせる雰囲気になっているか。	96%	2%	2%	0%
		35 人	1 人	1 人	0 人
2	子どもの体調変化への対応は適切か。	96%	2%	2%	0%
		35 人	1 人	1 人	0 人
3	提供されている食事は、子どもの状況に配慮されているか。	97%	0%	3%	0%
		36 人	0 人	1 人	0 人
4	子どもの保育について、保護者と園に信頼関係があるか。	78%	3%	19%	0%
		29 人	1 人	7 人	0 人
5	園の生活で身近な自然や社会と十分かかわっているか。	84%	2%	14%	0%
		31 人	1 人	5 人	0 人
6	安全対策が十分に取られているか。	92%	0%	8%	0%
		34 人	0 人	3 人	0 人

利用者個人の尊重

7	一人ひとりの子どもは大切にされていると思うか。	97%	0%	3%	0%
		36 人	0 人	1 人	0 人
8	子どものプライバシーは守られているか。	95%	3%	0%	2%
		35 人	1 人	0 人	1 人

相談・苦情への対応

9	保護者の考えを聞く姿勢があるか。	95%	0%	5%	0%
		35 人	0 人	2 人	0 人
10	第三者委員など外部の苦情窓口にも相談できることを知っているか。	89%	8%	0%	3%
		33 人	3 人	0 人	1 人
11	要望や不満はきちんと対応されているか。	76%	8%	16%	0%
		28 人	3 人	6 人	0 人

周辺地域との関係

12	周辺地域と園との関係は円滑に進められているか。	76%	2%	22%	0%
		28 人	1 人	8 人	0 人

利用前の対応

13	【過去1年以内に利用を開始され、利用前に説明を受けた方に】 サービス内容や利用方法の説明はわかりやすかったか。	89%	7%	4%	
		24 人	2 人	1 人	

【受審の動機】

当園は平成 25 年 6 月に開園した 2 年目の保育園です。開園初年度の運営を振り返りながら、今後の課題を明確化するための気づきを得る機会として、第三者評価を受審致しました。

公正で信頼性のある第三者機関により、専門的かつ客観的な視点で評価していただくことで、「利用者に本当に求められるサービスを提供する」という運営方針に基づいた運営がなされているか確認するとともに、保護者のニーズを再認識して、日々の運営に反映させていきたいという狙いをもって受審致しました。

【受審した結果】

自園の運営や個人の保育を自己評価するプロセスは、課題をクリアにする上で大変重要であり、新たな気づきを得られる良い機会となりました。また、評価結果を共有することで、全職員が園の方針や、今後目指していく方向性などを再確認することができました。結果として、職員の意識が高まり、保育の質の向上につなげていくことができたと感じています。

特に前年度は、職員の話し合いの場を確保して内容を深めることが難しかったこともあり、今年度は職員とのコミュニケーションを最も大事にしました。園内研修では、子どもの発達についての課題図書を使いながら保育の見直しを行い、さらにアスク以外の保育園に研修に行ったり、区が開催する社外研修にも積極的に参加しました。また、昼礼の時間を使い、連絡事項の確認と、子どもの問題行動についてのケース会議を行ったり、正社員以外の職員との話し合いの場を設けることができました。そうすることで輪が生まれ園内が明るく活気のある職場になりました。

まだ中長期、事業計画には課題もありますが、第三者評価の方々の助言をいただけたことで、方向性が見えてきました。受審後の結果と改善を一つずつ積み重ねて、理想とする保育に近づけていけるように職員と “ともに” 努力してまいります。

最後に、今回の第三者評価受審に際し、ご尽力いただいた評価機関の皆様、ご多忙にもかかわらず利用者調査にご協力いただいた在園児の保護者の皆様に、心より感謝申し上げます。